

児童福祉専門分科会資料

2025 年（令和 7 年）2 月 10 日

こども局明石こどもセンター

明石市社会的養育推進計画の改定について

「明石市社会的養育推進計画（素案）」について、パブリックコメントを実施し、明石市社会福祉審議会児童福祉専門分科会や社会的養護部会でのご意見を踏まえ、計画案を取りまとめましたので、報告いたします。

1 明石市社会的養育推進計画について

(1) 計画改定の趣旨等

本市における今後5年間の社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために改定するものです。

(2) 計画案の概要（別紙参照）

① 計画期間

2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までの 5 年間

② 計画の構成

(1) 明石市における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

一人ひとりの子どもの思いに適った健やかな育ちと自立を実現するため、当事者である子どもの意見を踏まえ、本市の目指す社会的養育のあり方を示します。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

子どもの権利擁護に係る既存の取組を更に深化・拡充するとともに、社会的養育を受ける子どもが意見表明しやすい仕組みの構築や、体制の整備等に向けて取組みます。

(3) 明石市における総合的な子ども支援

すべての子どもが家庭のぬくもりを感じながら暮らすことができるよう、家庭支援事業の整備・充実など、地域と連携した子ども支援を行います。

(4) 支援を必要とする妊婦等の支援に向けた取組

支援を必要とする妊婦やその家庭に対して、母子保健と児童福祉の連携・協働を深め、両機能の専門性を十分に発揮できるよう支援体制を強化します。

(5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数等の見込み

年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）に里親等の代替養育を必要とする子どもの数を算出します。

(6) 一時保護中の子どもの生活・支援の充実に向けた取組

子どもの状況に最も適した環境で生活やケアの質が確保され、子どもの最善の利益が図られるための取組を推進します。

(7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント体制と、親子関係再構築及び特別養子縁組等の推進のための支援体制を構築します。

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

里親等への委託推進に向けた一連のフォスタリング業務にかかる実施体制の構築に向けた取組を進めます。

(9) 社会的養育推進のための施設との連携

乳児院、児童養護施設等と連携した子ども支援に取り組めます。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

進学、就職など子どもの自立支援の充実にに向けた取組を進めます。

(11) 明石こどもセンターの運営（児童相談所の強化等に向けた取組）

基礎自治体が設置する児童相談所としての役割を果たすため、体制の充実や専門性の強化を図ります。

2 意見募集（パブリックコメント）の実施及びその他の意見反映

2024 年（令和 6 年）12 月 16 日から 2025 年（令和 7 年）1 月 15 日の期間で意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、本計画にかかるご意見はありませんでした。

また、ワークショップやアンケート等で聴き取った子どもの意見については、計画の巻末に資料として記載します。

3 周知について

本年 3 月末に計画を改定し、公表する予定です。

- ・市ホームページへの掲載
- ・広報あかしへの掲載
- ・各種関係機関への配付